



編集・発行

(公財)鳥取県生活衛生  
 営業指導センター  
 鳥取市松並町2丁目160番地  
 城北ビル(1F)109号  
 T E L 0857(29)8590  
 F A X 0857(29)8591  
 E-mail:tottoricenter@seiei.or.jp  
 URL:http://www.seiei.or.jp/tottori/

## 理事長就任のご挨拶



(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター  
 理事長 **金田 敏彦**

今年6月開催の評議員会で理事に選任され、その後理事会で理事長に選任され、重責を担うこととなりました。正田副理事長さん、松本副理事長さんと共に今後2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、当指導センターは昨年12月22日鳥取県に対し公益財団法人への移行認定申請を行い、今年3月21日に公益財団法人として認定され、4月1日に移行登記が完了しましたことを御報告申し上げます。今後は、公益認定法及び新定款に基づく法人運営が求められることとなります。

申し上げるまでもなく、生衛業は県民生活に不可欠なサービスを提供する営業であり、衛生的で安心できるサービスを提供するという重要な役割を担っています。

日本政策金融公庫の本年1～3月期の生衛業の景気動向調査では、全体として「依然として厳しいものの、緩やかながら持ち直しの動きがみられる」とされておりますが、現在国において集中的に議論されております消費税の増税法案の影響も目を離せない状況と考えております。

当法人の使命は生活衛生関係営業の経営の健全化や振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることにあり、県民の皆様の利益の増進に寄与できるよう事業を積極的に推進して参りますので皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、一昨年度の厚生労働省内の事業仕分けに伴う改革により、昨年度から新たに「生活衛生関係営業対策事業費補助金」制度が始まり、事業の目標を明確にして効果判定を行う仕組が導入されました。当指導センターも目的達成のために相談室運営事業、経営相談指導事業、生衛業情報化整備事業、後継者育成支援事業、消費者コールセンター事業等の国庫補助金事業等を推進し目標達成に向け積極的に取り組んでおります。

今後、生活衛生関係営業の皆様を始め関係団体や関係機関等と連携を強化しながら一層の努力を続けて参りますので、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 指導センター役員・評議員の改選 (平成24年7月1日現在)

6月に開催された平成24年度定時評議員会において役員が決定され、その後の理事会で、理事長・副理事長が選任されました。

役員		任期：平成26年6月定時評議員会まで		評議員		任期：平成28年6月定時評議員会まで	
理事長	金田 敏彦	クリーニング組合	理事長	有田 勝徳	鳥取県中小企業団体中央会	前専務理事	
副理事長	正田 眞弓	美容業組合	理事長	福田 裕一	税理士・行政書士		
副理事長	松本 正嗣	公衆浴場業組合	理事長	多胡 藤夫	日本政策金融公庫鳥取支店国民事業統括		
理事	宍道 榮一郎	飲食組合	理事長	本多 享子	鳥取市消費者団体連絡協議会	前会長	
理事	亀井 理	すし商組合	理事長	外池 美代子	東部消費生活モニター協議会	会長	
理事	山根 光江	社交料理組合	理事長	山根 信雄	すし商組合	副理事長	
理事	平田 瑩壹	喫茶業組合	理事長	永田 稔	飲食組合	副理事長	
理事	長廻 秀雄	理容組合	理事長	杉原 正明	美容業組合	副理事長	
理事	岩崎 元孝	旅館ホテル組合	理事長	鴨河 猛志	クリーニング組合	副理事長	
理事	西山 善博	食肉組合	理事				
監事	川谷 行孝	旅館ホテル組合	理事				
監事	中澤 信博	理容組合	理事				

平成23年度

# 生活衛生功労者表彰 受賞おめでとうございます。

## 今後ますますのご活躍を祈念いたします

### 鳥取県知事表彰 平成24年3月1日

永生 寿雄	えいなま美容室 (美容業)	鳥取市	福間 英年	パーパーヒデ (理容)	日吉津村
霜村 強	しもむら (飲食)	鳥取市	木村 泰久	きむら (飲食)	米子市
古澤 清昭	満り子 (飲食)	鳥取市	井田 務	寿し井田 (すし商)	米子市
宇田川英二	皆生つるや (旅館・ホテル)	米子市			

### 鳥取県生活衛生営業指導センター理事長表彰 平成24年3月19日

井上 和人	すし一貫 (すし商)	鳥取市	桜内 章博	理容さくらうち (理容)	米子市
稲田 義人	笹寿し (すし商)	鳥取市	坂本 勝彦	ヘアサロンさかもと (理容)	琴浦町
山川日出男	軽食喫茶樹 (飲食)	倉吉市	武野 厚子	アツコ美容室 (美容業)	米子市
高塚 博子	ろこず ばー roco' bar (飲食)	米子市	岩本佐代子	ビューティサロンげんきはうす (美容業)	三朝町
信夫 正人	れりっしゅ Relish (飲食)	鳥取市	御船 秀	きりよかん 木屋旅館 (旅館ホテル)	三朝町
渡邊 純子	奈奈 (飲食)	鳥取市	知久馬宏平	旬彩の宿いわゆ (旅館ホテル)	三朝町
堀田 洋枝	リラの花 (飲食)	鳥取市	宮島 充明	宮島クリーニング店 (クリーニング)	米子市

## お近くの経営特別相談員へお気軽にご相談ください

### 生活衛生営業経営特別相談員

(平成24年7月現在)

業種	氏名	電話	営業所名	業種	氏名	電話	営業所名
すし商	山根 信雄	0857-53-3011	やぐら寿し	理容	矢田寿美男	0857-53-2636	矢田理容室
	白根 勲	0859-33-9134	両国鮎支店		中澤 信博	0857-24-3496	ヘアサロンナカザワ
	江角 治男	0858-26-2628	味佳		荒木 文仁	0858-34-2132	あらき理容所
飲食	古澤 清昭	0857-27-6789	満り子		松田 将人	0859-22-7653	松田理容室
	鈴木 照久	0857-24-8790		戸田 隆久	0859-45-7022	ヘアスタジオ T・M	
	博田 保子	0857-22-9734	COTTONCLUV	美容業	森本 繁	0857-23-0929	美保美容室
	田村 喜好	0858-22-3756	志げ好		大津 昌克	0858-23-4341	オブジェ
	松原 貞雄	0858-22-1741	まつや		徳中さとみ	0859-32-6895	ウエーブ美容室
	山田 節弘	0858-37-2320	どさん娘北栄店	旅館ホテル	山本 潤一	0857-72-1515	榊明石家
	香川 洋子	0859-33-4029	柳の木		青木 行弘	0858-35-3311	ゆの宿 彩香
	小谷 澄男	0859-72-1221	旬倶楽部ハウス		柴野 清	0859-38-3300	いこい亭菊萬
喫茶業	平田 弘恵	0857-29-1151	へ二屋喫茶店	公衆浴場	小谷 靖之	0857-22-7617	名元湯温泉
					牧田慎太郎	0858-23-2093	大社湯
食肉	内田 節子	0857-30-1020	鯛お肉の店 匠	クリーニング	小林 道正	0859-33-4207	日の出湯
					川嶋 清	0857-22-5332	川嶋クリーニング店
					秋月 功	0858-22-5326	秋月クリーニング店
					亀井 洋一	0859-22-2879	旬亀井クリーニング





平成24年度 指導センター

# 事業計画の概要

## ◎ 公益目的事業 個別事業

### 1 相談室運営事業

#### < 経営相談・指導及び苦情相談 >

相談窓口を開設し経営指導員(2名)が生衛業者に対する融資、労務、衛生管理等の相談指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情相談に応じます。

また、経営指導員、経営特別相談員(31名)、約款登録推進員(28名)及び関連機関等が連携して経営健全化等についての支援を行います。

### 2 地区生活衛生営業相談・指導事業

地域に出かけ地区相談、連絡会議等を開催します。

#### ・地区連絡協議会

東部生活環境局 7月30日

中部生活環境局 8月6日

西部生活環境局 7月23日

#### ・融資相談

随時出向いて融資相談に応じるとともに、融資等相談会を日本政策金融公庫鳥取支店、米子支店と連携して資金需要期に開催します。

#### ・消毒法講習会

美容業組合と連携して県内3地域で開催します。

東部地区 8月20日 13:00～ 福祉文化会館

中部地区 9月3日 13:00～ 倉吉体文会館

西部地区 8月27日 10:30～ 米子コパツヨク

※各組合の総会、役員会、地区の会合等への出席や個別相談も要請に応じて対応します。

### 3 生活衛生営業経営改善資金融資等指導事業

#### < 生活衛生融資の相談と活用促進 >

日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付(設備資金、運転資金、新規開業予定者、既に営業している方、組合員・非組合員を問いません。)について、融資の相談に応じ活用促進を図ります。

また、業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため融資等相談支援協議会を開催するとともに、経営特別相談員等相談対応者の研修会を開催します。

### 4 生活衛生営業情報化整備事業

全国指導センターを中心としたネットワークを活用して情報を蓄積し、ホームページ等によって消費者等にきめ細かな情報を提供します。また、生衛業者マッピングシステムで、消費者に標準営業約款登録店等についての生衛業者店舗情報を提供します。

センターホームページ▶ <http://www.seiei.or.jp/tottori/>

### 5 後継者育成支援事業

生衛業への就職を促すため、インターンシップ制度を活用した後継者の育成支援を行います。

本年度、高校生を対象として理容組合が行う職業体験事業を支援します。

### 6 消費者コールセンター事業

生衛業に起因する消費者苦情を処理すると共に、苦情件数削減のため、苦情対策委員会を設置して分析・検討を行い対策に繋がります。当面クリーニング苦情への対応を行います。

### 7 生衛業振興補助金事業(県が2分の1補助)

指導センターの機関誌「生活衛生とっとり」を7月と1月に発行し、生衛業関連の法改正情報や業界の活動、安全安心に向けた取組を広く広報します。

また、平成22年12月に運用を開始した生衛業店舗情報を消費者に発信するための「生衛業者マッピングシステム」の店舗登録推進とシステム構築委員会による掲載情報の維持管理を引き続き行います。

なお、このシステムの入口はセンターホームページのトップに設置しています。

### 8 標準営業約款登録推進事業

理容・美容・クリーニング・めん類・一般飲食店の5業種に設定されている「標準営業約款」について、約款登録の促進と消費者への周知を図ります。

消費者への周知イベントとして県中部でSマーク登録店ツアーを行います。

本年度は20件の更新が予定されています。

### 9 クリーニング師研修・業務従事者講習事業

全国指導センターが知事の指定を受けて、クリーニング業法に定める1型クリーニング師研修(11月11日)、1型業務従事者講習(10月28日)、2型業務従事者講習(通信制)を行います。

### 10 全国指導センター委託事業

#### ・生衛業の景気動向等調査

生衛業の消費者利用動向や経営状況について経営指導員及び経営特別相談員が調査します。

#### ・経営特別相談員の研修

経営特別相談員の資質と実務能力の向上のため、7月9日、倉吉市で研修会を開催します。

## 10月1日 鳥取市で 生活衛生営業経営セミナーが開催されます!

(財)全国生活衛生営業指導センター主催で次のとおり開催されます。多くの皆様のご参加をお願いします。

日時 平成24年10月1日(月) 13:00～

会場 ホテルニューオータニ鳥取

〒680-0822 鳥取県鳥取市今町 2-153

## 税務署からのお知らせ

## 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▼ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成 26 年 1 月から対象となる方が拡大されます。

- ※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が 300 万円を超える方です。
- ◎ 対象となる方  
事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方です。  
※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
- ◎ 記帳する内容  
売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。  
※ 資産や負債に関する事項は記載を要しません。
- ◎ 帳簿等の保存  
収入金額や必要経費を記載すべき帳簿書類のほか、取引に伴って作成したり受け取ったりした帳簿や請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。  
※ 現在、取引に伴って作成したり受け取ったりした帳簿書類の保存が必要とされる方（所得税の確定申告書を提出した事業所得者の方など）は、これに加えて、収入金額や必要経費を記載した帳簿の保存も必要になります。

## 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載すべき帳簿	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳制度の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

理容所・美容所・クリーニング店・  
めん類飲食店・一般飲食店が対象になります

- 標準営業約款（Sマーク）は消費者が安心してお店の選択が出来る目安となるものです。
- お客様に安全（Safety）清潔（Sanitation）安心・確かな技術（Standard）のお店であることを広くアピールしましょう。
- 登録については、生衛指導センターか理容・美容・クリーニング・飲食の各組合に問合せください。

Sマーク登録店には日本政策金融公庫の振興運転資金の貸付に特別利率が適用されます。

安心と信頼の  
**Sマーク**  
を店頭にも



厚生労働大臣認可  
(標準営業約款・Sマーク)

安心・信頼・いいお店 お店選びはSマーク！

# 鳥取県からのお知らせ

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

## ◆公衆浴場等でのレジオネラ症防止対策

近年、鳥取県内の公衆浴場・旅館を原因施設とする、若しくは原因として疑うレジオネラ症患者の発生が散発しており、平成24年1月には県内ではじめて営業停止を行う事例もありました。レジオネラ症は死亡例もある感染症であり、今一度レジオネラ症について知識を深め、適切な対応を行う事が重要です。

### 1. レジオネラ症とは

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌という細菌を原因として起こる感染症です。急激に重症となり、死亡する場合もあるレジオネラ肺炎と、数日で自然に治る場合が多いポンティアック熱に分けられます。

### 2. レジオネラ属菌とは

土の中や河川、湖沼など自然界に生息しています。

アメーバなどの原生生物に寄生し、20～50℃で増殖します。したがって、冷却塔水や浴槽水などで多く検出されます。

### 3. レジオネラ症の発生を防ぐには

レジオネラ属菌は、衛生管理の不十分な浴槽の壁面や配管などのヌメリ(バイオフィルム)に多く存在します。レジオネラ属菌は分裂速度が比較的遅いため浴槽を毎日清掃すること等により感染を防ぐことができます。循環式浴槽であり毎日の清掃が困難な場合は、塩素系薬剤等により、レジオネラ属菌を殺菌することが必要となってきます。

その他、定期的な自主検査による水質確認など県の条例で定める事項を適切に講じる事で、レジオネラ症の発生を未然に防ぐことができます。

詳細は鳥取県くらしの安心推進課までお問い合わせください。

## ◆平成24年7月から生食用牛レバーの販売・提供が禁止されました

平成24年7月より、食品衛生法の基準により、生食用牛レバーの販売が禁止されました。これは、牛の肝臓を安全に生で食べるための有効な予防対策が、現時点では見いだせていないためです。

### ☆どうして牛の「レバ刺し」を食べてはいけないの？

腸管出血性大腸菌による、食中毒の可能性があるからです。牛のレバーの内部には、「O-157」などの腸管出血性大腸菌がいることがあり、実際に食中毒が起きています。又、腸管出血性大腸菌は溶血性尿毒症症候群(HUS)



や脳症などの危険な病気をおこし、死亡の原因にもなります。今のところ、生で食べないことが、唯一の予防策です。

### ☆牛レバーの取扱いに新しい基準【概要】

- ・牛の肝臓は、加熱用として販売しなければならない。
- ・販売する場合は、飲食に供する際に牛の肝臓の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。
- ・直接一般消費者に販売することを目的に、牛の肝臓を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合は、牛の肝臓の中心部を63℃で30分以上又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で牛の肝臓を加熱殺菌しなければならない。等

☆加熱して食べれば、安全です～腸管出血性大腸菌は、十分に加熱すれば死滅します～

## まんが王国とっとり建国記念 国際まんが博開催

国内最大級のマンガイベントである国際マンガサミット鳥取大会が2012年11月に開催されることを契機に、2012年をまんが王国とっとり建国の年と位置づけ、「国際まんが博」を8月4日から11月25日にかけて開催します。

マンガやアニメなどのポップカルチャーを観光資源ととらえて、他県とは違うオンリーワンの国際リゾート化を目指した取組を進めています。

マンガの原画展示や、人気キャラのショーなどイベント満載の「とっとりまんがドリームワールド」のほか、県内全域で約140のイベント等が開催されます。

マンガやアニメだけでなく、ゆるキャラやアニメソング、コスプレなど何でもありのイベントを実施しますので、きっと気に入るイベントが見つかると思います。

### とっとりまんがドリームワールド

- 鳥取会場 8月4～14日 コカ・コーラウエストスポーツパーク県民体育館
- 倉吉会場 9月7～23日 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 米子会場 10月20日～11月11日 ぞらドラパーク米子市民体育館

こうした取組により国内外から多くの観光客の来県が期待されますが、一過性のイベントというだけでなく、県民・地域が一体となって「まんが」を活用した地域活性化の取組も進んでいます。

マンガとコラボした新作料理開発やコスプレによる情報発信など、その取組は多分野にわたりその手法の多彩なものとなっています。

また、「まんが」は新たなコミュニケーションツールとしても注目されています。教育分野でも積極的な活用の検討が進められており、生活衛生分野などでも、その指導方法のひとつとしてマンガを使った普及啓発が進んでいくことで、老若男女を問わず効果的な啓発が進むことを期待します。



© 水木プロダクション © 谷ロジロー / 小学館 © 青山剛昌 / 小学館



日本政策金融公庫 国民生活事業(旧国民生活金融公庫)

# 振興事業貸付のご案内

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合人の方が対象となります。

	<設備資金>	<運転資金>
お 使 い み ち	営業に必要な施設・設備に要する資金	営業に必要な運転資金
利 率	特利 C (注) ~ 基準利率	特利 A (注) ~ 基準利率
ご 返 済 期 間	18 年以内 (特別な場合 20 年以内)	5 年以内 (特に必要な場合 7 年以内)
据 置 期 間	2 年以内	6 カ月以内 (特に必要な場合 1 年以内)
保証人・担保	お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。	

一般貸付よりも利率、返済期間などの融資条件が有利になっています!



- (注)
- ・振興事業促進支援融資制度を適用した場合は、利率が0.15%引下げとなります(振興特利設備・振興運転に限りませう)。
  - ・特利Aの適用は、標準営業約款登録営業者に限りませう。・ご融資後に組合を脱退したことにより、振興計画に基づく事業が実施できないうと認められた場合には特別利率の適用を解除し、基準利率に引上げを行う場合があります。

## 設備資金にかかる利率引下げのご案内

### 【当初2年間】設備資金の利率引下げ!!



### <お申し込みのお手続き>

借入を希望される方は、生活衛生同業組合(経営特別指導員)、または生活衛生営業指導センターへご相談ください

#### お手続きのフローチャート



- ①「振興事業に係る資金証明書」の交付申請
- ②「振興事業に係る資金証明書」の交付
- ③「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付申請
- ④「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付



生活衛生同業組合



生活衛生営業指導センター

①②または①~④が完了お申込み ▶ 公庫へ

#### <お問い合わせ先>

日本政策金融公庫鳥取支店国民生活事業 鳥取市末広温泉町723番地

融資課長: 本田 担当: 水島・佐々木・橘

TEL 0857-22-3156

日本政策金融公庫米子支店国民生活事業 米子市角盤町2丁目101

融資課長: 作野 担当: 蓑浦・高橋・酒井

TEL 0859-34-5821

(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター

TEL 0857-29-8590

# 同業者に生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

鳥取県には、すし商・社交料理・飲食・喫茶業・食肉・理容・美容業・旅館ホテル・公衆浴場業・クリーニングの10業種の生活衛生同業組合があります。

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき認可された営業者の組織で、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図り、消費者の利益を擁護する自主的活動を行っています。

組合員のメリットをPRし、組織強化と業界の発展のため組合加入を呼びかけましょう

## = 組合加入のメリット =

- ・ 有利な条件で生活衛生融資が利用できる。
- ・ 組合の福利厚生・共済制度に加入でき万一に備えられる。
- ・ 研修・講習会に参加して知識の習得と情交換ができる。
- ・ カラオケ著作権料の優遇措置が受けられる。
- ・ 機関紙などにより業界の動き、融資や税制度の改正などの情報がいち早く得られる。
- ・ 功労により各種の表彰制度（知事、大臣等）が適用される。

組合事務局はつぎのとおりです。

組 合 名	理 事 長	住 所 (事 務 局)	電 話
鳥取県すし商生活衛生同業組合	亀井 理	〒680-0822 鳥取市今町1丁目352-12	0857-23-3389
鳥取県社交料理生活衛生同業組合	山根 光江	( 中部料理飲食業組合 〒682-0801 倉吉市東巖城町2 )	0858-22-6081
鳥取県飲食生活衛生同業組合	穴道 栄一郎		( 米子料飲商業協同組合 〒683-0034 米子市美吉246-7 )
鳥取県喫茶業生活衛生同業組合	平田 瑩壹		
鳥取県食肉生活衛生同業組合	西山 善博	〒683-0054 米子市鞆町2丁目70	0859-22-8004
鳥取県理容生活衛生同業組合	長廻 秀雄	〒680-0056 鳥取市職人町29若桜ビル2F	0857-27-7204
鳥取県美容業生活衛生同業組合	正田 眞弓	〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル208-B	0857-22-4234
鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合	岩崎 元孝	〒680-0831 鳥取市栄町606まるもビル5F	0857-22-2464
鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合	松本 正嗣	〒680-0833 鳥取市末広温泉町401	0857-29-0955
鳥取県クリーニング生活衛生同業組合	金田 敏彦	〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル109	0857-26-9431

## 関 係 機 関 名 簿

今後ともよろしくお願ひします

### 鳥取県東部総合事務所生活環境局

局長 平井 知行  
 環境・循環推進課  
 副局長兼課長 佐々木順一  
 課長補佐 金田 弘志  
 環境衛生担当 主幹 山田 浩昭  
 // 主事 長谷川絵美  
 TEL 0857-20-3672

### 鳥取県中部総合事務所生活環境局

局長 亀井 雅議  
 環境・循環推進課  
 副局長兼課長 土井 博文  
 課長補佐 竹ノ内由生  
 環境衛生担当 主幹 松本 範夫  
 // 衛生技師(新任) 木山 真大  
 // 衛生技師 矢信 聡裕  
 TEL 0858-23-3150

### 鳥取県西部総合事務所生活環境局

局長(新任) 松本 康右  
 環境・循環推進課  
 副局長兼課長 金涌 孝則  
 課長補佐 倉敷美佐雄  
 環境衛生担当 主幹 伊藤 敏行  
 // 主事(新任) 武田 隆  
 TEL 0859-31-9322

### 鳥取県生活環境部くらしの安心局

局長(新任) 多田 治樹  
 くらしの安心推進課 課長 小畑 正一  
 課長補佐(新任) 朝倉 学  
 くらしの安全担当 係長(新任) 羽田 智栄  
 // 衛生技師 小原 良介  
 TEL 0857-26-7185

### (公財)鳥取県生活衛生営業指導センター

事務局長兼経営指導員 澤田 勉  
 経営指導員 村上 昇  
 事務職員 中嶋 京子  
 TEL 0857-29-8590